

運輸の安全に関する取組について

2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

祐徳自動車株式会社は、輸送の安全を確保するため、2023 年度も引き続き次のような取組を推進してまいります。

第 1 事業理念

私たちは、安全・安心はすべての業務に優先します。

第 2 安全方針

- 1 われわれの最大の使命は、安全の確保です。
- 2 関係法令、社内規定等を守ります。
- 3 安全第一を常に考え、改善に努めます。

スローガン

確認不足は事故のもと

祐徳自動車株式会社では、安全方針に基づき、法令及び規定を遵守し、「輸送の安全確保」に向けた各種対策に積極的に取り組み、更なる安全向上に努めます。

第3 運輸安全マネジメント制度における重点施策

1 2023 年度交通事故抑止目標件数

事故種別	乗合バス	高速バス	貸切バス	小 計
死亡・重大事故	0	0	0	0
飲 酒 運 転	0	0	0	0
人 身 事 故	0	0	0	0
物 損 事 故	8	2	10	20
計	8	2	10	20

※ 2022 年度交通事故抑止目標件数及びその達成状況

事故種別	乗合バス(高速バスを含む)		貸切バス		小計	
	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数
死亡・重大事故	0	0	0	0	0	0
飲 酒 運 転	0	0	0	0	0	0
人 身 事 故	0	1	0	0	0	1
物 損 事 故	10	10	10	14	20	24
計	10	11	10	14	20	25

(令和5年3月31日現在)

《2022 年度における交通事故概要》

- 1 死亡事故等の重大事故の発生はなかった。
- 2 人身事故は 1 件と前年より 1 件減少した。この件は車内事故である。
- 3 全事故 33 件中、有責事故は 25 件と前年より 1 件増加した。
- 4 抑止目標(人身 0 件、物件 20 件)では、人身事故は 1 件、物件事故が 24 件といずれも達成できなかった。
- 5 用途別にみると、乗合 11 件(前年比±0 件)、貸切 14 件(前年比+1 件)となっている。
- 6 類型別にみると、単独事故が 19 件で全体の 76%を占めている。
- 7 形態別にみると、一番多いのが前進追突 10 件で、前年比で 6 件も増加した。次いで、後退時衝突 5 件(前年比-4 件)、左折時衝突 4 件(前年比-2 件)であった。
- 8 事故の特殊性をみると、オーバーハングに起因する事故が 3 件と前年より 3 件減少した。
- 9 運転者の特性をみると、高齢運転者事故と事故頻繁運転者(当該事故を含め 3 年間に 3 回以上事故を起こした者)事故が 5 件で、いずれも全事故の 20%を占めている。初任運転者事故は 3 件で全体の 12%を占めている。
- 10 原因別にみると、全事故が人的要因に起因するもので、そのうち安全不確認が 13 件と前年より 6 件減少しているものの依然として全体の 52%を占めている。

《2022 年度における重点取組の総括》

- 1 車内事故防止の徹底
車内アナウンスによる乗客に対する安全呼びかけを強化するなどした結果、急発進時発清等による転倒事故の発生はなかった。しかし、ドア開閉時の挟み込み事故が 1 件発生している。
- 2 安全確認の徹底
右左折時における対人、対車両事故は発生していない。左折時の自損事故が 4 件と前年度に比較すると 2 件減少した。
- 3 各種指導教育の強化
「頻発事故運転者」、「初任運転者」、「高齢運転者」による事故件数は 13 件と、前年と比較すると 3 件増加した。「頻発事故運転者」の教育については「伊万里自動車学校」に依頼し、適性診断及び実技指導を含めたより高度な教育を実施した。

4 感染症及び自然災害の強化

昨年に引き続き感染症防止対策を徹底した結果、感染の早期発見、早期隔離を行い職場内感染は抑え込んだ。自然災害の対策については、対応訓練の実施及び対応マニュアルの作成等には至っていない。

5 車内事件対策の強化

佐賀県警と連携して「バス車内突入訓練」した。今後も継続的に実施したい。

2 2023 年度目標達成に向けた重点取組

< 重点取組 >

- 1 人身事故(特に車内事故)の根絶
- 2 安全確認の徹底
- 3 各種指導教育の強化
- 4 自然災害、各種事件等対応の強化
- 5 苦情の適切な対応

交通事故抑止目標達成に向け、2023 年度は、次のことに重点的に取り組んでまいります。

(1) 人身事故(特に車内事故)の根絶

発進時等の車内事故を防止するため、お客様に対し車内放送等により「バスが完全に停車してから離席する」などの「ゆとり乗降」の啓発に努めるとともに、確実に着席や降車されたことを確認した後に発車するなどの「ゆとり運転」を徹底する。また、乗降時のドアの挟み込み事故をなくすために、開閉のタイミングを遅くするなどの対策を講じる。客席にシートベルトの装置がある車両の運行に当たっては、出発時に車内放送や映像によるお客様へのシートベルト着用のお願い案内を徹底する。

(2) 安全確認の徹底

事故の原因が安全不確認によるものが多いため、安全運行のためのスローガンを設け点呼時に唱和させ、余裕があれば停車しての下車確認等の措置を講じる。また、交差点における高齢者被害の事故や自転車巻き込み事故等を防止するために、「**交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止又は最徐行**」を徹底し、交差点における確実な安全確認の習慣化を図る。

(3) 各種指導教育の強化

交通事故分析結果に基づいた研修会を実施するほか、高齢運転者、初任運転者及び複数回事故を起こした運転者(事故頻発運転者)に特化した研修会を実施する。

また、ドライブレコーダーを活用して、ヒヤリハット情報を集めるほか片手運転や、「ながら運転」など事故に直結するドライバーの悪癖等を把握し、これを矯正するための研修等を実施する。

東京海上日動火災保険の「指導・監督指針」対応パッケージを活用してのeラーニングで、乗務員が24時間受講可能な教育環境を整えている。

(4) 自然災害対策及びバス車内における各種事件対応の強化

自然災害対策については、国土交通省が定めた「運輸防災マネジメント指針」に基づき、自然災害の発生に備える。自治体が作成したハザードマップを参考にして、路線・停留所・営業所の危険箇所の調査を行うとともに、発生時の対応マニュアルを作成して、これに基づき乗客の避難誘導訓練等を実施する。

また、車内における各種事件対応については、「乗合バス内における不審者等に対する対処訓練」を、佐賀県警察本部及び鹿島警察署と合同訓練を実施する。また、佐賀県バス・タクシー協会及び佐賀県警本部と合同で「バスジャック対応訓練」する。弊社では、佐賀・博多～大阪の夜行高速バスの運行を開始したことから、これまで以上に危機管理体制の強化を図るため、継続的に訓練を実施する。

(5) 苦情の適切な対応

苦情については、交通事故抑止対策と直接関係がないように思われるが、苦情の内容によっては交通事故に直結するものも多く、また、苦情の原因は、事故の原因同様「基本やルールを守っていない」ことに起因するものが大半であることから、苦情の根絶が交通事故の根絶につながると判断し、今年度から事故と同様に、発生報告書の作成、内容の分析、ドラレコを活用した研修等を実施する。

第4 安全のために講じている具体的な取組

1 安全対策会議の開催等

- (1) 毎月、社長を座長とした運輸安全マネジメント委員会を開催し、取組状況、効果等の検証を実施、必要な改善等を行なっている。(写真1)



(写真1)運輸安全マネジメント委員会

また、重大事故発生時等には、緊急の委員会を開催する。
バス事業部においては、毎月、安全統括管理者、運行営業所統括所長、各営業所長、運行管理者及び管理職が出席し、事故発生時のドライブレコーダーの映像等を活用して、事故原因の究明、再発防止策について討議している。

- (2) 春・夏・秋・冬の交通安全県民運動に積極的に参画し、期間中は全員が交通安全のリボンを着用するとともに、交通安全街頭活動に従事するなど社を挙げて交通安全の啓発活動に取り組む。さらに、毎月1日・20日を「事故ゼロの日」に定め、役員・管理職による運行営業所・支所車庫に対する督励を実施している。
- (3) 乗務員やデジタコ・ドライブレコーダーから、運行現場におけるヒヤリハットの情報を収集し研修等の機会を利用して事故防止運動に活用している。
- (4) 指導運転士会議や乗務員班長会議を6月と12月に行い、事故の抑止に向けた話し合いを実施し必要な対策を策定する。8月上旬社員総会において班別無事故表彰や12月の下期社員総会においては班別無事故表彰と無事故個人表彰を行なっている。

(5) 全乗務員の健康診断を行い、診断結果をもとに個人指導を継続的に実施するとともに異常が認められた社員については再検査や医療機関での治療を推奨する。また、コロナワクチンやインフルエンザの予防接種についても、全乗務員に接種させる。また、SAS 検診や脳ドック検診を段階的に導入するとともに各営業所には、血圧測定器を設置し血圧のチェックを随時行わせ、加えて携帯型心電計によって動悸等の症状をチェックする。また、産業医制度等を有効に活用するなど乗務員の健康管理を徹底する。

2 新型コロナ等感染防止の取組

■乗務員



(写真 2)非接触型体温計



(写真 3)手洗い方法のポスター



(写真 4)アルコール消毒液

○営業所出庫時の対面点呼において、乗務員の体調不調が発覚した場合は、乗務を停止させる。※非接触型体温計も常設(写真 2)

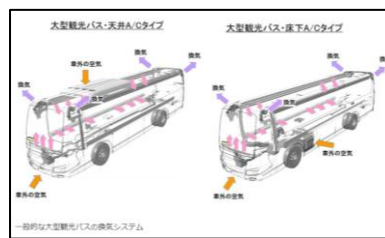
○営業所出庫時の対面点呼において、乗務員のマスクの着用や手洗い・うがいの励行等の感染予防策を周知徹底する。(写真 3)

○乗務員も消毒液による消毒を適宜実施する。(写真 4)

■車両



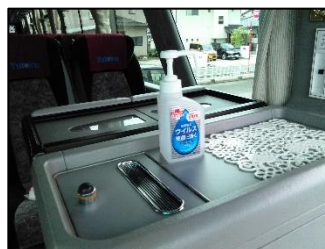
(写真 5)エレベーター付き貸切バス



(写真 6)バス換気システム



(写真 7)開閉可能な窓



(写真 8)車内設置のアルコール消毒液



(写真 9)プラズマクラスター



(写真 10)抗菌処理済みバス



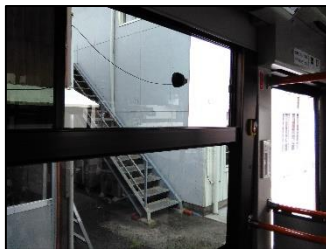
(写真 11)エコメラとは



(写真 12)抗菌・消臭コーティング場所



(写真 13)専門業者による作業



(写真 14)開閉可能な窓



(写真 15)車内設置のアルコール消毒液



(写真 16)間隔確保の為に座席利用不可

- 空調設備による換気以外に、プラズマクラスターイオン発生機を搭載した車両で運行しております。※令和3年3月現在 56台搭載(写真 6、9)
- すべての車両について、窓の開閉が可能です。(写真 7、14)
- 車内には消毒液を設置しており、お客様もご利用頂けます。(写真 8)
- すべての車両について、抗菌コーティング処理を実施しています。(写真 10～13)
- 車内の手すり等、お客様の手の触れる場所につきましては、消毒液によるふき取り消毒を実施します。

3 運行管理者に対する教育・訓練の実施

- (1) 独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する初認診断・適性診断や特別診断を受講させる。
- (2) 国土交通省や独立行政法人自動車事故防止対策機構又は民間の損保会社等の主催する様々な安全セミナーを受講させる。

- (3) 業務提携会社である WILLER(株)と合同で、よりレベルの高い運行管理者研修を実施する。(写真 17～18)



(写真 17)WILLER 講師による研修



(写真 18)WILLER 講師による研修

4 教育指導員に対する教育・訓練の実施

- (1) 乗務員統括指導班長・運転士指導班長・乗務員班長の会議を主催し安全に向けた会社の方針等周知徹底を行い、乗務員からの意見を取り入れ対策を講ずる。(写真 19～20)



(写真 19)乗務員班長による会議



(写真 20)ドラレコ研修

- (2) 年に2回全乗務員を対象とした乗務員研修を行い、安全運転と接客接遇の向上に向けた取組を、外部講師を招いて研修を行う。(写真 21)



(写真 21)外部講師による安全運転研修



5 運転者に対する教育・訓練の実施

現在初任運転者に対する研修を行うとともに、事故頻発運転者に対しては、伊万里自動車学校の協力のもと、再教育を行い事故の原因究明と再発防止に努めている。

また本年度から新人乗務員研修を降雪時に車両を使用した実技指導も行うようにしたり、昨年から継続して東京海上日動火災保険の「指導・監督指針」対応パッケージを活用してのeラーニングで、乗務員が24時間受講可能な教育環境を整えている。(写真 22～25)



(写真 22)新人乗務員研修



(写真 23)新人乗務員研修



(写真 24)事故頻発乗務員研修(伊万里自動車学校)



(写真 25)模擬コースによる研修(伊万里自動車学校)

6 飲酒運転の根絶対策

- (1) 始業・中間・終業点呼時に免許証の提示確認とともにアルコール検知器による検査を実施し、検査結果データを保存する。
- (2) 出先での始業・中間・終業点呼時にもモバイルアルコール検知器を用いて点呼を行い、データを保存する。また、臨時に役員・管理職・運行管理者が宿泊先に出向き乗務員に対しアルコール検知器において検査を行う

7 車両点検・整備及び運行业務点検の実施等

- (1) 始業前車両点検・終業後車両点検については、点検項目に従い乗務員が点検し点検結果を整備管理者・運行管理者へ報告し、異常があれば早急に対応する。

- (2) バスのトランクルームの扉が完全に閉まった状態で確実に施錠されているかの確認を行う。
- (3) 車両整備委託会社等において確実に法定点検項目に従い点検を実施し安全と安心の向上に努める。

第5 令和4年度内部監査

内部監査規定に基づき、運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて、社長・安全統括管理者・運行営業所統括所長や営業所長に対する内部監査を実施している。令和4年度における内部監査結果概要については次のとおりです。

1 監査全般の講評・所見

安全マネジメント体制は、合法的かつ機能的であると認められた。

2 優良事例

- ① 経営トップをはじめ安全マネジメント制度への理解は十分であり、積極的かつ主体的関与がなされている。特にトップである社長は、毎月開催される安全マネジメント会議に出席し必要な指示を行うなど主体的な姿勢が認められた。
- ② 安全方針及び重点施策の策定にあたっては、昨年度の交通事故発生状況とその分析結果が反映されており、列車内事件の発生など社会情勢も踏まえたものとなっている。また、安全方針については、現場の声を取り入れ、本年度から表現方法を見直し、平易な表現に改めることで理解度や浸透度を高める工夫がなされている。
- ③ 「安全確認の徹底」を図るために、「確認不足は事故のもと」という独自のスローガンを掲げ安全意識の高揚を図る工夫がなされている
⇒掲示物で確認
- ④ 営業所ごとに、月別の交通事故発生状況をグラフ化し、拡大掲示するなど発生状況の見える化を図ることで、乗務員等の危機意識高揚を図る工夫がなされている。⇒掲示物で確認
- ⑤ 高速乗合事業者であるウィラーエクスプレスとの合同研修を実施するほか、新たに自動車学校に委託した初任運転者や事故頻繁運転者に特化した委託研修、降雪時期に雪道走行などの実技研修を計画的に実施するなど研修のレベルアップが図られている。

- ⑥ コロナ感染防止対策については、抗原検査キットを大量に備え、必要に応じて検査を実施するなど対策の徹底が図られている。
- ⑦ 京王線等の列車内事件の発生を受け、本年度は、佐賀県警察等と連携して「突入訓練」を実施するなど乗務員の対処能力と危機意識の高揚に努めている。
- ⑧ 各種研修において必ずアンケートを実施するなど現場の声を吸い上げる仕組みができています。また、必要に応じて各営業所長を毎月開催されている安全マネジメント会議参加させており、現場の課題における課題等がより鮮明化されるなど、現場サイドと経営サイドの情報共有が図られている。

3 指摘事項

- ① 運輸防災マネジメントについては、積極的に、関係職員を国土交通省等主催の防災マネジメント研修に参加させているものの未だ対応マニュアルの作成等には至っていない。早期に対応マニュアルの作成、必要な資器材の準備、訓練等の対策が必要と認められる。
- ② 来年度から、「デジタコ・デジカメシステム」の導入を検討されているが。導入することで、安全性の向上はもちろん労務管理等の適正化も期待できることから積極的に取り組んでいただきたい。また、同システムを活用し乗務員の指導教育の強化にも取り組んでいただきたい。
- ③ コミュニケーション不足が懸念されることから、積極的に集团コミュニケーションづくりについてもとりくんでいただきたい。
- ④ バス運行に関する苦情に対して本年度から安全マネジメント会議においても対応を始めているようであるが、苦情の中には交通事故に直結するものも多いことから安全性の向上の観点からも、組織的、継続的な取組が望ましい。

4 重点監査項目の所見

- ① 運輸安全マネジメント制度に対する理解度
トップである社長をはじめ、安全統括管理者、安全統括管理代務者はいずれも、同制度の制定された経緯や制定趣旨をよく理解している。
- ② 同制度における自己の責務に対する理解度と履行状況
今回内部監査の対象である、社長、安全統括管理者、安全統括管理代務者、営業所長はいずれも、自己の責務について理解しており、積極的な履行に努めている。

- ③ 現在の安全マネジメント体制の問題点
社長が陣頭指揮を執っており、特に問題は認められない。
- ④ PDCA サイクルの機能状況
毎月開催される定例会議において必要な検討がなされており適正に機能していると認められる。
- ⑤ 必要な指示・報告がなされているか
毎月開催される定例会議において必要な指示や報告がなされていると認められる。
- ⑥ 現場の声は把握しているか
各種研修において必ずアンケートを実施するなど現場の声を吸い上げており、定例会に現場代表として統括営業所長や営業所長が出席することで現場の声を会議に反映している。
- ⑦ 本年度の重点取組とその成果
 - ア 人身事故(特に車内事故)の根絶
本年1月末現在で車内人身事故の発生件数は1件であり、前年同期比で1件減少している。前前年度に比較しても4件減少しており、一定の成果が認められる。
 - イ 安全確認(バック時、右左折時)の徹底
本年1月末現在で完全不確認による事故11件発生しているが、前年同期比で8件減少している。特にバック時の事故が4件と前年同期比で5件減少するなど一定の成果が認められる。
 - ウ 各種指導教育の強化
高速乗合事業者であるウイラーエクスプレスとの合同研修のほか、新たに自動車学校に委託した初任運転者や事故頻繁運転者に特化した委託研修や降雪時期に雪道走行などの実技研修を実施するなど研修のレベルアップが図られている。
 - エ 感染症及び自然災害対策の強化
コロナ感染防止対策については、抗原検査キットを大量に備え、必要に応じて検査を実施するなど対策の徹底が図られており、感染者は発生したものの職場クラスターの発生はない。また、大雨や台風、道路凍結等恐れがある際は、事前に運行計画を見直すなどの事前対策が取られている。今後は地震等の突発事案対策に対する対応が望まれる。

オ バス車内における各種事件対策の強化

県警察等と連携して、昨年度はバス車内における不審者等対応訓練を、本年度は社内突入訓練を実施するなど、対処能力の向上及び乗務員等の危機意識の向上が図られている。

⑧ 安全管理上のコンプライアンスに関して問題はないか。

適正な運行管理や関係簿冊の整備等については適法、適切に運用している。昨年度から「法令遵守確認項目一覧」を活用してコンプライアンス関連の監査業務を内部監査に取り入れるなど適正化の徹底を図っている。

5 来年度の取組予定

① 運輸防災マネジメントについては、対応マニュアルの作成、必要な資器材の準備、訓練等の対策に取り組む。

② 来年度から3か年計画で、より高度な「デジタコ・デジカメシステム」の導入を図ることとしている。これにより迅速的確な運行管理と労務管理の適正化に努めるとともにこれを積極的に活用し乗務員の指導教育の強化を図っていく。

③ 来年度は、集団によるコミュニケーションづくりについても積極的に取り組む。

④ バス運行に対する苦情に対しては、苦情ゼロを目指して、根本的、継続的に取り組む。

6 前回監査の改善事項

① コロナ感染防止対策については、抗原検査キットを大量に備え、必要に応じて検査を実施するなど対策の徹底が図られており、感染者は発生したものの職場クラスターの発生はない。

② 運輸防災マネジメントについては、また、大雨や台風、道路凍結等恐れがある際は、事前に運行計画を見直すなどの事前対策が取られている。しかし、地震等の突発事案対策に対する対応マニュアルの作成、必要な資器材の準備、継続した訓練等の実施には至っていない。

③ 高速乗合事業者であるウィラーエクスプレスとの合同研修のほか、県警察等と連携して昨年度はバス車内における不審者等対応訓練を、本年度は社内突入訓練を実施するなど、対処能力の向上及び乗務員等の危機意識の向上が図られている。

- ④ 後退時、左折時の事故を防止するため、安全確認の徹底に取り組んでおり、前年同期比で後退時の事故が 5 件、左折時の事故が 2 件減少している。
 - ⑤ ホームページの整理を行い、アクセスの方法等が改善されている。
- 7 フォローアップ監査の予定
現時点必要は認められない。
- 8 その他特記事項
なし。



(写真 26)社長に対する内部監査

第 6 輸送の安全に関する設備投資

- 1 最新型バス車両への代替(写真 27～30)・更新を行っている。



(写真 27)エレベーター付き貸切バス



(写真 28)貸切バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕



(写真 29,30)乗合バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕搭載

- 2 安心・安全に係る投資については、当初予算へ組み込みデジタコ・ドライブレコーダーについては、全車装着を基本とし代替え車両についても装着する
- 3 車両前方の衝突被害軽減警報装置並びにバック時のバック突を防ぐために衝突被害軽減警報装置を整備、A S V搭載車両への代替促進
- 4 営業所設置の血圧計に記録装置を備え乗務員の血圧を管理する。また、睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査及び脳ドック検診の段階的導入を図る。
(写真 31～32)



(写真 31)血圧計



(写真 32)睡眠時無呼吸症候群検査

- 5 安全マネジメントセミナー、各種講習、適性診断等を経営トップ以下運輸事業に携わる者の受講
- 6 営業所設置のアルコール検知器とモバイルアルコール検知器の更新

第7 重大事故等発生時の対応

- 1 人命救助・安全確保を最優先とする。(写真 33～34)



(写真 33)バスジャック対応訓練



(写真 34)バスジャック対応訓練(バス協会と合同)

- 2 直ちに関係機関へ通報連絡したのち、上司に報告する。
- 3 対応マニュアルに基づき、常に冷静沈着に行動する。
- 4 二次事故防止のため安全を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
- 5 記憶が鮮明な内に、事故の現状（発生日時・発生場所・相手の人定、車両登録番号、事故目撃者、救助協力者等）を確認し、記録をする。
 なお、ドライブレコーダーの画像等については、「祐徳自動車ドライブレコーダー取扱規程」に則って慎重かつ有効に取り扱う。
- 6 重大事故発生時における被害者支援対策、報道対応、再発防止対策等については、対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。
- 7 バス車内における不審者等に対する対処訓練を実施する。
- 8 災害等に対する対策を講じる。
 - ①防災マネジメントセミナー受講
 - ②沿線自治体が発行するハザードマップ収集
 - ③防災マネジメントマニュアル作成及び訓練の実施

第8 安全管理規定および輸送の安全に関する組織、連絡体制

- 1 安全管理規定は、別紙①を参照下さい。
- 2 輸送の安全に関する組織・連絡体制は、別紙②を参照下さい。

第9 CS推進部の取組

CS(お客様満足)向上のため、弊社バス事業部にCS推進部を設置しております。CS推進部では、お客様から寄せられた御意見、御要望等に対して迅速、的確に対応することにより、お客様満足度の向上に努めてまいります。

なお、皆様からの御意見等は、現在弊社ホームページでも承っております。

皆様からいただいた御意見等は、弊社にとりまして、まさに貴重な「財産」であります。職員の指導・教育をはじめ、お客様に対するサービス向上のため大切に活用させていただきます。

第10 安全統括管理者

取締役 バス事業部長	山本 孝義
------------	-------

第11 行政処分の公表

- ・2022年度 行政処分なし

第 12 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における認定

弊社は、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクの「★★★三つ星」の認定を受けており（2022 年 12 月 19 日付け更新完了）、現在貸切バスに「SAFETY BUS」のシンボルマークを貼付して運行しております。

「安全・安心」の認定を受けた「祐徳バス」をどうぞ安心して御利用いただきますようお願い申し上げます。

